

一般の事業用（一括有期事業を除く。）

委託事業主のみなさまへ

令和6年度 労働保険年度更新のお知らせ

新潟労働局 総務部 労働保険徴収課

労働保険の年度更新を行う時期になりました。
委託している労働保険事務組合の指定する期日までに手続きをしてください。

なお、令和6年度から労災保険率等が改定されますので、ご注意ください。《別紙参照》

1 「賃金等の報告」は期限までに事務組合へ

- (1) 2ページの「労働保険料等算定基礎賃金等の報告の記入の仕方」をよくご覧になり、誤りのないよう記入し、必ず事務組合が指定する期限までに提出してください。
- (2) 「賃金等の報告」は、労働保険番号ごとに作成が必要なため、複数枚提出する場合があります。
- (3) 「賃金等の報告」は、「組様式第4号」、「組機様式5号」のうち、いずれかを配布していますが、2ページの記入例に準じて作成してください。

2 「賃金等の報告」の作成時に特に注意してほしい事項

- (1) 労災保険欄には、**臨時・日雇・パート・アルバイトを含めて雇用している労働者全員の賃金・賞与等を記入**してください。
※ 各支払賃金欄（雇用保険欄も同様です。）は、通勤手当等の各種手当も含み、源泉所得税や健康保険料、雇用保険料、住民税等を差し引く前の支給総額を記入してください。
- (2) 労災保険の各月人数欄は支払人員数ではなく、各月末（賃金締切日がある場合は月末直前の当該締切日）の使用労働者数を記入してください。賞与等人数欄は、支払人員数を記入してください。
- (3) 雇用保険欄には、雇用保険被保険者全員の賃金・賞与等を記入してください。
※ 雇用保険被保険者の届出に漏れや間違いがないか、記入後に再度確認してください。
- (4) 雇用保険の各月人数欄は支払人員ではなく、各月末現在の被保険者数を記入してください。

3 アスベスト救済法に基づく一般拠出金

一般拠出金率は、0.02/1000を適用することになります。

4 保険料等の納付は指定期日までに

労働保険料等（一般拠出金を含む。）の額及び納入期日は事務組合から「労働保険料等納入通知書」により通知されますので、指定期日までに必ず事務組合に納入してください。

5 労働保険料率について

- (1) **労災保険率は、令和6年度から改定されます。《別紙参照》**
- (2) **令和6年度の雇用保険率は、令和5年度から変更ありません。**

6 「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」の記入の仕方

※ 令和5年度の確定賃金総額欄については、前年度の様式とは異なります。

- 労働保険料を算定する基礎となるものです。誤りのないよう記入してください。
- 本表は労働保険番号ごとに作成することから複数枚必要となる場合があります。
- 委託事務組合から「特別加入者の欄」「予備欄」など記載方法について特段の指示がある場合はその方法により記入してください。

※ この記入例と一部異なる様式が配布されている場合がありますが、この記入例に準じて記入してください。

●労働保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金欄
「支払賃金」欄
令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に使用した労働者に支払った賃金を月別（支払い月ではなく賃金の対象となった月単位）、労働者の項目別に記入（アルバイト等の労働者分も含まれます）
支払賃金は、通勤手当等諸手当を含めた賃金総額で記入します。
「人員」欄
各月末（賃金締切日がある場合は、月末直前の賃金締切日）の数を記入

●特掲事業欄
下記により○で囲む。
農林水産業、酒造業、建設業
「イ、該当する」
上記以外の事業
「ロ、該当しない」
ただし、農林水産業の場合でも特掲事業に該当しない事業があります。事務組合へお問い合わせください。

●雇用保険対象被保険者数及び賃金欄
「支払賃金」欄
令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に使用した雇用保険被保険者に支払った賃金を月別、労働者の項目別に記入。
支払賃金は、通勤手当等諸手当を含めた賃金総額で記入します。
「人員」欄
各月末の被保険者数を記入します。
※3ページ目の「雇用保険の資格取得・資格喪失について」を参照のうえ計上漏れのないよう十分注してください。

●令和6年度概算の延納（分割納付）欄
労働保険料の延納（分割納付3回）を希望する場合は「イ・する」
希望しない場合は「ロ・しない」
を○で囲む

組様式第4号

労働保険料等算定基礎賃金等の報告（事務組合控）

① 労働保険番号	1 5 3 0 1	② 雇用保険事業所番号	1 5 0 1	③ 事業の名称（特労働印刷）	印刷業	④ 事業の所在地	新潟市中央区美咲町1-2	⑤ 事業主の氏名	代表取締役 労働 〇郎	代表者氏名	新岡 〇子	⑥ 事業の概要（具体的に記入してください）	印刷業	⑦ 特掲事業	<input type="radio"/> 該当する <input type="radio"/> 該当しない
⑧ 令和5年度確定賃金総額	1,152,605	⑨ 令和5年度雇用保険料	1,153,291	⑩ 令和5年度賃金総額	1,152,605	⑪ 令和5年度賃金総額の見込額	1,153,291	⑫ 令和5年度賃金総額	1,152,605	⑬ 令和5年度賃金総額	1,153,291	⑭ 令和5年度賃金総額	1,152,605	⑮ 令和5年度賃金総額	1,153,291

区分	労働保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金				雇用保険対象被保険者数及び賃金			
	(1) 常務	(2) 役員で労働者扱いの者 （業務執行権を有する者の 指示を受けて労働に従事し 賃金を得ている者等 （裏面参照））	(3) 臨時労働者 （パートタイマー、アルバイト等）	(4) 合計 （(1)+(2)+(3)）	(5) 被保険者 （日雇労働被保険者に 支払った賃金を含む。 なお、パートタイマー、アルバイト等雇用保険の対象被保険者とならない者を除く（裏面参照））	(6) 役員で被保険者扱いの者 （給与支払等の面から みて労働者の性格の強い者（裏面参照））	(7) 合計 （(5)+(6)）	延納（分割納付）
令和5年4月	5人	1人	2人	8人	5人	1人	6人	
5月	5人	1人	2人	8人	5人	1人	6人	
6月	6人	1人	1人	8人	6人	1人	7人	
7月	5人	1人	0人	6人	5人	1人	6人	
8月	6人	1人	0人	7人	6人	1人	7人	
9月	6人	1人	0人	7人	6人	1人	7人	
10月	6人	1人	0人	7人	6人	1人	7人	
11月	6人	1人	0人	7人	6人	1人	7人	
12月	6人	1人	0人	7人	6人	1人	7人	
合計	54人	7人	13人	74人	54人	7人	61人	

承認された給付基礎日額	特別加入者氏名	希望する給付日額	承認された給付基礎日額	希望する給付日額	承認された給付基礎日額	希望する給付日額
12,000円	労働 〇郎	16,000円	12,000円	16,000円	12,000円	16,000円
8,000円	労働 〇子	0円	8,000円	0円	8,000円	0円
10,000円	労働 〇太	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
10,950円	合計	26,000円	10,950円	26,000円	10,950円	26,000円

●特別加入者欄
中小事業主の第一種特別加入者の氏名及び基礎日額を記入。
「承認された給付基礎日額」欄
令和5年度に承認された給付基礎日額を記入。
「希望する給付日額」欄
令和6年度に希望する給付基礎日額を記入。
日額を変更したい場合は事前に事務組合に連絡が必要。

●賃金総額の見込額欄
原則として前年度と同額としてください。
前年度の賃金総額の2倍以上又は半分以下が予想される場合はその見込み賃金額を記入。

●1ヶ月平均使用労働者数
以下の算式により記入してください。（少数以下は切り捨て、「1」未満は「1」を記入）
各月末（賃金締切日がある場合には月末直前の賃金締切日）の使用労働者数の合計
12月
（ただし、令和5年度途中で保険関係が成立した事業にあっては、保険関係成立後の月数）
一括有期事業は、1日平均使用労働者数を次の算式で求め記入してください。
令和5年度中の延べ使用労働者数
令和5年度中の所定労働日数（小数点以下の処理は上記と同様）

7 雇用保険について

(1) 雇用保険率《令和6年度（令和5年度と同率）》

事業の種類	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
農林水産の事業 清酒製造の事業	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
建設の事業	18.5/1000	11.5/1000	7/1000

※ **詳細については、厚生労働省ホームページをご確認ください。**

(厚生労働省ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>

- ① 農林水産事業のうち、園芸サービスの事業・牛馬の育成、酪農、養鶏又は養豚の事業又は内水面養殖の事業は「一般の事業」の保険料率が適用されます。
- ② 雇用保険の被保険者の方が負担すべき雇用保険料額は、被保険者の賃金に1000分の6(一般の事業の場合、一般の事業以外は1000分の7)を乗じて算定します。

※ 上記により計算した被保険者負担分の額に1円未満の端数が生じたときの取扱いは次のとおりとなります。

ア 被保険者負担分を賃金から源泉控除する場合、端数が50銭1厘以上の場合は切り上げとなります。

イ 被保険者負担分を被保険者が事業主へ現金で支払う場合、端数が50銭未満のときは切り捨て、50銭以上のときは切り上げとなります。

ウ ただし、事業場において慣習的な取扱い等の特約がある場合は、この限りではありません。

③ 《雇用保険マルチジョブホルダー制度》

令和4年1月から、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して加入要件を満たす場合に、特例的に雇用保険の被保険者となるようになりました。この場合、雇用保険の資格を取得した日から雇用保険料の納付義務が発生しますので、申告漏れにご注意ください。

(2) 雇用保険の被保険者資格取得・資格喪失について

- ① **週20時間以上かつ31日以上引き続き雇用されることが見込まれる**労働者を雇用した場合は、**常用・パート・アルバイト・派遣等、名称や雇用形態にかかわらず**、また、本人の意思を問わず雇用保険の被保険者として資格取得の手続きが必要となります。
- ② 該当者が生じた場合は事務組合まで至急連絡してください。また、被保険者が離職した場合は資格喪失の手続きが必要です。この場合も事務組合に連絡してください。

8 継続事業一括申請について

- (1) 労働保険は、本社、支社、営業所、工場など場所的に分離され、活動組織上の独立性が認められるものは個別の事業として、それぞれが適用事業場となり、労働保険番号の振出を受けるのが原則です。
ただし、事業主・保険の種類・業種が同一であれば、「継続事業一括申請書」を提出し承認を受けることによって、指定する労働保険番号で労働保険料等を一括して申告納付することができます。
- (2) 上記の手続を「継続事業一括申請」といいます。
具体的な手続き方法等は事務組合、新潟労働局総務部労働保険徴収課、最寄の労働基準監督署又はハローワーク(公共職業安定所)にご相談ください。

9 特別加入制度について

- (1) **労働者を年間100日以上雇用していることを常態とする事業主**は、中小事業主として特別加入(第一種特別加入)することができます。
特別加入をすると、所定労働時間内に労働者と同様の業務に従事している際の事故や、労働者の就業時間に接続して行われる業務を事業主のみで行う場合の事故、通勤途中の事故など、労災保険の給付を受けることができます。**具体的な手続き方法等は事務組合、新潟労働局総務部労働保険徴収課又は最寄の労働基準監督署にご相談ください。**
- (2) **事業主本来の業務中(事業主団体の会議などの事業主としての立場において行われる業務)の事故などによる負傷等の治療費等は、労災保険の給付の対象とはなりません。**
- (3) 既に特別加入されている方で、承認を受けている業務内容や役職の変更、辞職などに変更がありましたら、必ず事務組合に連絡してください。

新潟労働局 総務部 労働保険徴収課

〒950-8625 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲町合同庁舎2号館

電話025-288-3502 FAX025-288-3514

事業主の皆さまへ

労災保険の料率が変わります

令和6年度から労災保険率、労務費率、第2種特別加入保険料率を改定します。

令和6年度の労災保険の概算保険料は新しい料率で、令和5年度の確定保険料はこれまでの料率での申告をお願いします。

1. 労災保険率の改定

(令和6年4月1日改定)

事業の種類/分類	番号	事業の種類	労災保険率		
			新	旧	
林業	02-03	林業	52/1,000	60/1,000	
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く）	18/1,000	18/1,000	
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37/1,000	38/1,000	
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はトロマイト鉱業を除く）又は石灰鉱業	88/1,000	88/1,000	
	23	石灰石鉱業又はトロマイト鉱業	13/1,000	16/1,000	
	24	原油又は天然ガス鉱業	25/1,000	25/1,000	
	25	採石業	37/1,000	49/1,000	
	26	その他の鉱業	26/1,000	26/1,000	
	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	34/1,000	62/1,000	
建設事業	32	道路新設事業	11/1,000	11/1,000	
	33	舗装工事業	9/1,000	9/1,000	
	34	鉄道又は軌道新設事業	9/1,000	9/1,000	
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	9.5/1,000	9.5/1,000	
	38	既設建築物設備工事業	12/1,000	12/1,000	
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6/1,000	6.5/1,000	
	37	その他の建設事業	15/1,000	15/1,000	
	41	食料品製造業	5.5/1,000	6/1,000	
製造業	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4/1,000	4/1,000	
	44	木材又は木製品製造業	13/1,000	14/1,000	
	45	パルプ又は紙製造業	7/1,000	6.5/1,000	
	46	印刷又は製本業	3.5/1,000	3.5/1,000	
	47	化学工業	4.5/1,000	4.5/1,000	
	48	ガラス又はセメント製造業	6/1,000	6/1,000	
	66	コンクリート製造業	13/1,000	13/1,000	
	62	陶磁器製品製造業	17/1,000	18/1,000	
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23/1,000	26/1,000	
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く）	6.5/1,000	6.5/1,000	
	51	非鉄金属精錬業	7/1,000	7/1,000	
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く）	5/1,000	5.5/1,000	
	53	鋳物業	16/1,000	16/1,000	
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く）	9/1,000	10/1,000	
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く）	6.5/1,000	6.5/1,000	
	55	めっき業	6.5/1,000	7/1,000	
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く）	5/1,000	5/1,000	
	57	電気機械器具製造業	3/1,000	2.5/1,000	
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く）	4/1,000	4/1,000	
59	船舶製造又は修理業	23/1,000	23/1,000		
60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く）	2.5/1,000	2.5/1,000		
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1,000	3.5/1,000		
61	その他の製造業	6/1,000	6.5/1,000		
運輸業	71	交通運輸事業	4/1,000	4/1,000	
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く）	8.5/1,000	9/1,000	
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く）	9/1,000	9/1,000	
	74	港湾荷役業	12/1,000	13/1,000	
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1,000	3/1,000	
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1,000	13/1,000	
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13/1,000	13/1,000	
	93	ビルメンテナンス業	6/1,000	5.5/1,000	
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1,000	6.5/1,000	
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1,000	2.5/1,000	
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3/1,000	3/1,000	
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1,000	2.5/1,000	
	94	その他の各種事業	3/1,000	3/1,000	
	船舶所有者の事業	90	船舶所有者の事業	42/1,000	47/1,000



2. 労務費率の改定

請負による建設事業において、賃金総額を正確に把握することが困難な場合に保険料の算定に使用する労務費率は、以下のように改定します。
(令和6年4月1日改定)

事業の種類/分類	番号	事業の種類	請負金額に乗ずる率		
			新	旧	
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	19%	
	32	道路新設事業	19%	19%	
	33	舗装工事	17%	17%	
	34	鉄道又は軌道新設事業	19%	24%	
	35	建築事業（既設建築物設備工事を除く）	23%	23%	
	38	既設建築物設備工事	23%	23%	
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取付けに関するもの その他のもの	38%	38%
	37	その他の建設事業		21%	21%
			23%	24%	

3. 第2種特別加入保険料率の改定

(令和6年4月1日改定)

事業又は作業の種類/番号	事業又は作業の種類	第2種特別加入保険料率	
		新	旧
特1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業）	11/1,000	12/1,000
特2	労災則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	17/1,000	18/1,000
特3	労災則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	45/1,000	45/1,000
特4	労災則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	52/1,000	52/1,000
特5	労災則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	6/1,000	7/1,000
特6	労災則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	14/1,000	14/1,000
特7	労災則第46条の17第7号の事業（船員法第1条に規定する船員が行う事業）	48/1,000	48/1,000
特8	労災則第46条の17第8号の事業（柔道整復師）	3/1,000	3/1,000
特9	労災則第46条の17第9号の事業（創業支援等措置に基づく事業を行う高齢者）	3/1,000	3/1,000
特10	労災則第46条の17第10号の事業（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師）	3/1,000	3/1,000
特11	労災則第46条の17第11号の事業（歯科技工士）	3/1,000	3/1,000
特12	労災則第46条の18第1号口の作業（指定農業機械 作業従事者）	3/1,000	3/1,000
特13	労災則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	3/1,000	3/1,000
特14	労災則第46条の18第3号イ又はロの作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	14/1,000	15/1,000
特15	労災則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	5/1,000	6/1,000
特16	労災則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	17/1,000	17/1,000
特17	労災則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	3/1,000	3/1,000
特18	労災則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	18/1,000	18/1,000
特19	労災則第46条の18第2号ロの作業（事業主団体等委託訓練従事者）	3/1,000	3/1,000
特20	労災則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	9/1,000	9/1,000
特21	労災則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	3/1,000	3/1,000
特22	労災則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者及び家事支援従事者）	5/1,000	5/1,000
特23	労災則第46条の18第6号の作業（芸能関係作業従事者）	3/1,000	3/1,000
特24	労災則第46条の18第7号の作業（アニメーション制作作業従事者）	3/1,000	3/1,000
特25	労災則第46条の18第8号の作業（情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者）	3/1,000	3/1,000

なお、第3種特別加入保険料率（海外で行われる事業に派遣される労働者等）はこれまでと同様 **3/1,000** で改定はありません。

ご不明な点は、お近くの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ：労働保険制度（制度紹介・手続き案内）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/980916_1.html

厚生労働省 労働保険制度

検索

または二次元コードから ▶

